

2015年6月IFRS諮問会議(IFRS-AC)出席報告

みずほ証券株式会社
 経営調査部・上級研究員
 IFRS 諮問会議・副議長
 熊谷五郎

I. はじめに

2015年6月9、10日、ロンドンにおいてIFRS財団¹・IFRS諮問会議(IFRS-AC)が開催された。以下、その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会(IASB)、IFRS財団トラスティに対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議で年3回、ロンドンで開催される。現在は、議長1名、副議長2名、委員45名の48名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社財務部長・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名であるが、筆者は2月の会議より12ヵ月(2015年一杯)の任期で副議長を拝命している。また、金融庁よりオブザーバーとして、榎本企業開示課専門官が出席し、後述する通り、わが国におけるIFRS任意適用状況につき報告した。

今回のIFRS-ACの議事一覧を下表に示す²。以下、順にその議論の概要を報告する。

2015年6月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

番号	日時	議事
	6月9日 9:15-9:30	開会 ・議長によるプレビューと過去4か月のレビュー
1	同 9:30-10:45	リサーチ活動
2	同 11:00-11:30	日本におけるIFRS任意適用状況
3	同 11:30-14:30	2015年アジェンダ協議(ランチをはさんで)
4	同 14:30-15:15	リース
5	同 15:30-16:15	IFRS財団トラスティ活動報告
6	同 14:30-15:30	IFRS財団の組織構造と有効性(非公開)
ED	6月10日	概念フレームワーク・公開草案に関する教育セッション
BM1	同 9:15-10:00	投資家代表による朝食会(非公開)
7	同 10:30-11:30	過去4か月のIASB活動報告
8	同 11:30-12:15	世界におけるIFRS採用状況
9	同 13:00-14:00	IFRS財団の戦略(非公開) ・2015-17年の戦略プランについて
	同 14:00-14:15	まとめ・閉会 ・IFRS-ACからIASBとトラスティへの助言

出所：IFRS財団

¹ 国際財務報告基準(IFRS)の基準設定主体であるIASB、IFRS解釈指針委員会を傘下に有する財団で、IASBの活動を財務面、人事・運営面でサポートする。

² 今回のAC会議の資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-June-2015.aspx>

Ⅱ. 2015年6月開催 IFRS 諮問会議・議事概要

1. リサーチ活動

近年 IASB は、実証に裏付けられた (evidenced-supported) 基準開発をサポートするために、リサーチ・プログラムを導入した。リサーチ・プログラムとは、いくつかのプロジェクトからなるポートフォリオで、様々なルートを通じて利害関係者から提起される基準開発・改訂提案について、問題の定式化を行うと同時に、必要性や実現性を評価し、解決のためのアプローチを検討し、基準開発・改訂プログラムに移行すべきかどうかの判断材料を IASB に提供する。こうしたリサーチ・プログラムというスクリーニング・プロセスが設けられたことで、以前に比べて基準開発の効率化が図られている。

今回の IFRS-AC では、リサーチ・プログラムに関し、その目的の明確さ、優先順位の適切性、完了したリサーチの結論の妥当性などが議論された。まず、リサーチ・プログラムの目的については明確に定義、説明されているという意見が、コンセンサスであった。その一方で、「目的が、利害関係者に必ずしも十分に共有されていない。」「更なる明確化が必要。」という意見もあった。

リサーチの優先順位の適切性に関しては、「リサーチ・プログラム内での優先順位の適切性ととも、基準開発プログラムを含め、IASB の活動全体における適切性として評価すべきである。」というのが IFRS-AC の結論であった。また、この問題はアジェンダ協議においても取り上げられるべきとされた。この点に関して、筆者から「プロジェクトごとのリソース配分に関する情報開示が優先順位の判断に有用だと思う。基準設定プロジェクトも含めて、どのプロジェクトにどの程度のリソースが割かれているか知りたい。」とコメントした。

リサーチ・テーマとして、「財務報告のあり方の根本を問うような基礎研究 (disruptive research) も含めるべきではないか。」という意見があった。それに対して、イアン・マッキントッシュ IASB 副議長より「前回のアジェンダ協議でも似たような質問をしたが、否定的な意見が多かった。」との報告があった。しかし、IFRS 全体の目的適合性を継続的に高めていく努力の一環として、改めて disruptive research の重要性を、7 月末に意見募集公表予定のアジェンダ協議でも問うことになった。

2. 日本における IFRS 任意適用状況

金融庁の榎本氏から、「IFRS 適用レポート」を元に、わが国における IFRS の任意適用状況に関する報告があった。特に昨年以降、IFRS の任意適用企業数が急増しており、2015 年 3 月末時点で IFRS 任意適用企業 (採用予定を含む) の時価総額構成比が 19%と、初めて米国基準適用企業 (15%) を上回ったことが報告された。

IFRS 任意適用のメリットとして、経営管理への寄与、国内外の競合企業との比較可能性の向上、海外投資家への説明の容易さ、業績の適切な反映であることなどが紹介された。

榎本氏のプレゼンを受け、筆者から企業会計審議会・会計部会における IFRS 任意適用拡大に向けた議論、コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードの制定、経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書など、企業報告やコーポレートガバナンスの分野で様々な議論が行われていることを紹介した。

また石原氏からは、「日本における IFRS 任意適用は今までのところ順調に進んでいるが、経団連を始めとする日本の全関係者は、今後とも任意適用拡大に向けて最大限努力して行く。なお、JMIS はまだ最終基準化していないが、IFRS と異なるのれんの償却、OCI リサイクリングの 2 点を除けば IFRS そのものであり、日本における 4 つ目の会計基準とは考えていない。」との発言があった。

これに対して AC 委員より、日本における IFRS 教育の現状、IFRS のエンフォースメント・メカニズム、金融機関・保険業界における IFRS 採用見込みに関して質問、コメント等があった。また、米国の投資家代表より、日本におけるコーポレートガバナンス改革の試みについて、高く評価する旨のコメントがあった。

3. 2015 年アジェンダ協議

アジェンダ協議は 3 年に 1 度のサイクルで行われ、IASB が今後取り扱うべきアジェンダについて、関係者から意見を募るものである。IASB では、7 月末に 2015 年アジェンダ協議「意見募集(Request for Views)」の公表を予定している。コメント期限は 11 月末で、来年 2 月にフィードバック文書公表予定である。今回のアジェンダ協議と同時に、「IFRS 財団の組織構造と有効性」に関する意見募集が行われるが、これについては後述する。

今回の IFRS-AC では、本アジェンダ協議意見募集の内容や質問の仕方が適切かどうか議論された。まず、「前回の 2011 年アジェンダ協議以降、リサーチ・プログラムが IASB の活動の重要な部分を担うようになっており、そうした協議環境の変化を十分に反映すべきである。」との指摘があった。「背景とコンテキストを十分に説明した上で、IASB の戦略に関する質問を問うべきである。」との意見もあった。また、「アジェンダ協議と基準開発のインターバルにズレがあり、無用のストレスを生んでいるのではないか。3 年に 1 度のサイクルが適切かどうか質問すべきである。」との指摘もあった。

特に IASB のリソース制約や、優先順位をどう付けるか、という問題に関しては議論が白熱した。「IASB の作業計画に新しいアジェンダを追加するに当たり、現在進行中のプロジェクトによって、どの程度の制約を受けるかを明示的に示すべきである。」「リサーチを含めた作業ポートフォリオ全体のアジェンダ設定を検討すべきである。」「現在進行中のプロジェクトの優先順位の見直しも、アジェンダ協議の重要な論点である。」などの指摘があった。また、「リソースの状況を明確にしないと、せっかく取り上げるべきアジェンダをインプットしても、いつそれが取り上げられるか判断できない。回答者の時間を無駄にしかねないし、アジェンダ設定プロセスの信頼性にとってもリスクとなる。」という意見がある一方、「リソースの状況より優先順位の方が重要である。」という意見もあった。リソース制約に関しては、筆者から「現在進行中のプロジェクトについても、重要度とともに当初見込みからどれだけ遅れているかという情報も示されると、回答者にとって有用な情報になると思う。」とコメントした。

この点に関して、フーガーフォースト議長より、「ここ数年、我々は意図的にスタッフを増員してこなかった。主要プロジェクトの終了とともに、今後はかなりリソースに余裕が出てくる。新しいアジェンダを取り上げることができると思う。」「何をどう選択するかが重要であり、アジェンダ協議では、プロジェクト A に時間とリソースをかけるなら、プロジェクト B にもっとリソースをかけるべきなどのインプットが欲しい。」とのコメントがあった。

4. リース

IASB は 2015 年第 4 四半期に、新しいリース基準を公表予定である。すでに適用時期以外の全てが決まっており、現在、最終的な文言の調整を行っている。本セッションでは、新しいリース基準の円滑な適用に向けて、IASB が現在行っている活動を踏まえ、IASB がさらに行うべきことが討議された。

最初に委員の一人より、「リース基準についても移行リソース・グループ (Transition Resource Group, TRG)³を設けるべきではないか。」との問題提起がなされた。TRG は新基

³ TRG は新基準の適用前に、作成者・監査人を中心とする利害関係者が、新基準適用にあたっての問題点を共有し、新基準への理解を深めることを目的としている。但し、TRG には、強制力のあるガイダンスを発行したり、基準を変

準の影響が広範囲に及ぶにもかかわらず複雑で理解が難しい、大掛かりなシステム変更を作成者に強いるような新しい会計モデルを提案しているなど、特別の場合に設けられる。

IASB はリース基準について、TRG が設けられている収益認識や金融商品の新減損モデル（期待損失モデル）に比べて、単純で分かりやすい基準であることから、「TRG を設置するという特別な場合には該当しない」と判断している。IFRS-AC では、IASB の決定を支持する意見が多数を占めた。しかし、一部の委員からは「リース基準は、影響の及ぶ範囲が広範囲であり、新しい会計モデルを提案しており TRG を設けるべきではないか。」という意見もあった。

TRG 以外の議論では、「最終基準において定義を明確に行うことが、円滑な適用には極めて重要である。」という意見や、新興国委員から「ユーザーや規制当局のみならず、各国会計基準設定主体に対しても、教育セッションを行って欲しい。」という要望があった。また、筆者は財務諸表利用者の立場から、「ユーザーの全てが基準本文や結論の根拠を熟読するわけではない。リース基準は最終的に米国基準と差が生じてしまった。『Investor Perspective』や『スナップショット』などの解説文書を通じて、IFRS と米国基準準拠の財務諸表を比較するうえでのポイントについて、示唆があれば有用だと思う。また『影響度分析』は利用者にとっても重要なので、ここでも旧基準との差ばかりでなく、IFRS と米国基準でどのような差が生じるか、分析して欲しい。」との意見を述べた。

5. IFRS 財団トラスティ活動報告

このセッションでは、「欧州資本市場同盟（Capital Market Union, CMU）」への対応、ASAF に関するレビューなどについて、IFRS 財団のミシェル・プラダ議長から報告があった。

2 月に欧州委員会より、市中協議文書（グリーンペーパー）「資本市場同盟の創設に向けて」が公表された。単一市場誕生後も欧州の資本市場は各国ごとに分断され、中小企業の資金調達には主に銀行に依存している。CMU 構想は、欧州中小企業の資金調達手段の多様化を通じて、欧州経済の長期的成長力を高めることを狙っている。このため、グリーンペーパーでは、EU レベルでの中小企業向け会計基準の必要性に関する質問を設けている。

これに対して IFRS 財団は、EU レベルの中小企業向け会計基準の必要性はないと判断している。「財務報告要件は、会社の規模ではなく、公的な説明責任の有無で決まるべきであり、公的な説明責任がある場合には IFRS を使うべきであり、無い場合には IFRS for SME を使うべきである。」というのが、IFRS 財団の見解である。但しこの件で IFRS 財団としては、欧州委員会と対立する意図はなく、積極的な協力を申し出ている。

また、ASAF に関するレビューに関しては、ASAF 委員定数や地域バランスは変えないものの、一部委員を入れ替えた上で、委員の任期を 2 年から 3 年に延長したい旨が報告された⁴。また、ASAF が IFRS 開発のデュープロセスの一部を構成しないことも確認された。

6. IFRS 財団の組織構造と有効性（非公開）

IFRS 財団の定款には 5 年に 1 度、財団の組織構造と有効性に関するレビューを行うべきことが定められているが、2015 年はレビューを実施すべき年に当たる。今回の AC 会議では、当該レビューに関する「意見募集」の質問と内容に関して討議が行われた。非公開セッションであ

更ししたりする権限はない。現在 IFRS 第 15 号（収益認識）、IFRS 第 9 号（金融商品）について TRG が設置されている。

⁴ 6 月 24 日に IFRS 財団より、日本の ASBJ（再任）を含む新しい ASAF 委員が公表された。また英国財務報告評議会（FRC）に代わり、イタリア会計基準設定主体（OIC）が新しく任命されたこと、従来単独であったオーストラリア会計基準審議会（AASB）が、ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）と協働となったことが、第 2 期 ASAF における主な変化である。

るため、詳細は省略する。

7. 過去4か月のIASB活動報告

イアン・マッキントッシュ IASB 副議長より、主要なプロジェクトに関して最新動向が報告された。報告として、リース、保険契約、概念フレームワーク、収益認識 TRG、動的リスク管理、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューなどについて説明があった。

8. 世界におけるIFRS採用状況

今回は、IFRS タクソノミに関する使用状況の調査結果が報告された。この調査は、東京のアジア・オセアニアオフィスが中心的な役割を担っている。この調査は、電子ファイリングを行いたいという各国規制当局のニーズ、及び IFRS 財団の内部でのニーズから実施された。こういう調査はこれまでになく、学界代表委員から歓迎の意が示された。

また、この調査では、各国が IFRS タクソノミに、独自の追加 (extension) を加えていることが明らかになった。筆者は「この事実は、IFRS タクソノミは、IFRS に準拠する財務諸表を十分にカバーしていないということを示しているのか。それとも IFRS が一貫して適用されていないことを示唆するのか。エクステンションの存在は、各国・法域における IFRS の一貫した適用に係わる情報を提供する可能性があるのではないか。このリサーチ・プラットフォームを、IFRS 財団にとって将来的にどのように戦略的に利用することができるかを、検討するべきだと思う。」との意見を述べた。また、フーガーフォースト議長からも「エクステンションによって、投資家が必要とする情報が提供されているのであれば、それは IFRS の目的適合性にも関わってくる。」とのコメントがあった。

9. IFRS 財団の戦略 (非公開)

今回の IFRS-AC 最後のセッションは、2015年～17年にかけての IFRS 財団の戦略に関するものであった。これも非公開のため詳細は割愛する。

Ⅲ. おわりに

収益認識、金融商品、リース、保険契約など大きな基準設定プロジェクトが完成するか山を越える中、今回の IFRS-AC の最大のテーマは、アジェンダ協議 (リサーチ活動を含む) と、IFRS 財団の戦略に関する意見募集であった。これらは、まさに IFRS-AC の取り扱うべきハイレベルのアジェンダである。次回の IFRS-AC は 11 月初めに予定されているが、それまでに得られた回答を基に、さらに議論の掘り下げが行われることになる。日本のユーザーの意見をまとめ、しっかり意見発信して行きたい。

また、今回の IFRS 諮問会議において、日本の IFRS 任意適用状況と拡大に向けた努力を、世界に向けてアピールできたのは非常に良かったと思う。IASB 日本人スタッフ、金融庁の尽力の賜物であり、日本からの委員として謝意を表したい。

以上